令和５年度事業計画

1.総務部に関する事項

（１）会員指導と会務に関する事項

①　土地家屋調査士倫理の徹底

②　会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項

③　会員の業務と執務の指導及び連絡に関する事項

④　会務執行の効率的な運営と事務の合理化

⑤　関係法令の調査、研究及び規則・規程の策定

⑥　支部との連携強化

⑦　定期無料相談会の実施

⑧　非調査士による調査士法違反に関する調査

（２）渉外に関する事項

①　他会、友好団体及び関係官公署との連絡協調

②　茨城県八士会による無料相談会への協力

③　青年土地家屋調査士会への支援

④　関係官公署との協定締結

　１．住家被害認定調査等に関する協定

　１．空家等対策に関する協定

（３）その他他の部の所掌に属さない事項

2.財務部に関する事項

（１）会費等の徴収

（２）適正かつ効率的に予算を執行

（３）資産の管理(不動産および動産)

（４）図書および用品の頒布、斡旋

（５）会員の親睦行事への助成

（６）国民年金基金及び各種保険等への加入促進へ

3.業務部に関する事項

＜法務局対応＞

（１）オンライン申請促進

　　　オンライン推進委員の出前出張に際し、細部マニュアルを策定する。

（２）地図整備候補地区の提言

　　　各支部へ支部内の地図混乱地域等、地図整備が必要な地区の情報を収集

（３）水戸地方法務局　土地建物実地調査要領　の周知徹底と準拠の指導

　　　新土地建物実地調査要領(令和4年10月1日から適用)の周知徹底と準拠の指導

（４）法務局定期打合せ

　　　各会員から定期的に法務局への質問等の情報を収集

（５）筆界特定の利用促進

　　筆界特定調査委員の推薦(昨年同様)

（６）表題部所有者不明土地の所有者等の探索作業に向けた協力

　　　表題部所有者不明土地探索委員の推薦(昨年同様)

　＜日調連との協調＞

（１）土地家屋調査士業務取扱要領の周知徹底(昨年同様)

　　　令和3年6月1日運用開始の土地家屋調査士業務取扱要領の周知徹底。

　　　「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」等通知の周知徹底。

　　　改訂された業務マニュアル等の周知徹底。

（２）日調連　業務部会・社会事業部会の取り組みに沿った活動

　　　※　Emailマンスリー等で常に動向を把握する。(昨年同様)

（３）地図混乱地域　調査研究、法務局への提言

＜茨調内事項＞

（１）街区基準点　使用承認申請と報告　　新規市町村への対応

　　　※　継続中であるが、現在のところ実績はない。(昨年同様)

（２）登記基準点・公共基準点に関する研修会等の参加及び会員への周知並びに公嘱協会との連絡協調

（３）基線場運営・管理

　　　従来のスチールテープ基線場の廃止

　　　電子基準点を含めた新しい基線場への転換模索

＜ＡＤＲ＞

（１）境界問題解決支援センターいばらき　運営協力

　　　筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度の今後の連携について、時期をみて法務局との打ち合せを予定する。(昨年同様)

　　　境界問題連絡協議会(仮称)の設立

＜支部支援＞

（１）支部無料相談会　支援

　　　※　継続中。(昨年同様)

（２）その他

4.研修部に関する事項

（１）本会会員研修の開催（２回）

（２）本会新人研修の開催（１回）

（３）年次研修会の開催（１回）

（４）研修出欠の回答の向上（回答率70％）、研修出席の向上（出席率60％）を目標

（５）連合会のeラーニングの普及啓蒙活動

（６）土地家屋調査士会連合会新人研修及び特別研修の運営協力

（７）ＣＰＤ（専門職能継続学習）の運用

（８）各支部その他の研修への協力

5.広報部に関する事項

（1）外部広報に関する事項

①高校出張授業の実施により調査士受験者の増加に貢献

②つくば国際ウオーキング大会の協力

③相談会の効果的なＰＲにより相談者の増加と調査士の知名度アップ

④調査士看板撤去・借地契約解除

(2) 内部広報に関する事項

①会報の編集及び発行に関する事項

②季報の効率的発行

③ホームページ情報の鮮度向上

(3) 内部広報に関する事項

ＰＲ動画をＹｏｕｔｕｂｅにて公開